

令和6年度シマフクロウ保護増殖検討会 議事概要

1. 開催日時及び場所

日 時:令和7年2月26日(水)14:30~17:30
会 場:釧路市観光国際交流センター 1階Dホール
実施形態:オンライン併用

2. 出席者一覧(敬称略)

【検討委員】(五十音順、敬称略)

齊藤 慶輔	猛禽類医学研究所 代表
竹中 健	シマフクロウ環境研究会 代表
早矢仕 有子	北海学園大学工学部生命工学科 教授
藤本 智	釧路市動物園 園長補佐
山本 純郎	NPO 法人北海道シマフクロウの会 会員
中川 元	知床自然大学院大学設立財団 業務執行理事
渡邊 綱男	一般財団法人自然環境研究センター 上級研究員
藤巻 裕蔵	帯広畜産大学 名誉教授

【関係機関】(順不同)

北海道森林管理局計画保全部計画課、北海道森林管理局十勝西部森林管理署、北海道森林管理局十勝東部森林管理署、北海道森林管理局根釧東部森林管理署、北海道森林管理局網走中部森林管理署、北海道開発局開発監理部開発連携推進課、北海道環境生活部自然環境局自然環境課、根室市水産経済部農林課

【関係者】(順不同)

公益財団法人日本野鳥の会野鳥保護区事業所、公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部、NPO法人シマフクロウ・エイド

【オブザーバー】(順不同)

猛禽類医学研究所、NPO法人エトピリカ基金、シマフクロウ調査員、ニムオロ自然研究会、シマフクロウ環境研究会、根室市歴史と自然の資料館、旭川市旭山動物園、札幌市円山動物園、那須どうぶつ王国、秋田市大森山動物園、北海道博物館

【環境省】

北海道地方環境事務所、釧路自然環境事務所、釧路湿原自然保護官事務所、ウトロ自然保護官事務所、羅臼自然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、阿寒湖管理官事務所

3. 議事

(1) 令和6年度シマフクロウ保護増殖事業の実施結果及び令和7年度実施計画について

◎環境省

資料1-1から1-3、参考資料1-1から1-9に基づき説明

<質疑応答、意見等>

- ・ (竹中委員) 本日の検討会は公開となっているが、一般傍聴の申し込みはどの程度あるのか。
→(環境省) 会場及びオンラインを合わせて17名の方に参加いただいている。
- ・ (竹中委員) 標識調査と巣箱のデータについて聞く。過去に繁殖で使っていても、付け替えた新しい巣箱で繁殖していなかった場合は繁殖実績が無いことになっているのか。実際には巣箱全体の3分の1程度で繁殖実績があるのだが、データを見ると4分の1しか使っていないと誤解してしまいそうである。
→(環境省) 付け替える前の巣箱のデータも勘案し、費用対効果をアピールしていきたい。
- ・ (齊藤委員) 釧路湿原野生生物保護センターでリハビリ後に野生復帰をさせたシマフクロウが、野生のメス個体とペアになり、次世代が誕生したことが確認された。とても大きな成果だと思っている。
- ・ (竹中委員) 傷病個体の収容・事故防止対策の報告について、羽だけの回収であっても、収容個体として入れたおいた方が良いのではないかと。
→(環境省) 情報漏れと思われるため確認する。
- ・ (中川委員) 普及啓発では、これまでの40年間の成果をもう少し公表していても良いのではないかと。大まかでも良いので生息範囲拡大の経過や目標とする生息域の範囲がみえるような図があると良い。
→(環境省) 様々な方にご協力いただくためにも、情報を公表して、成果をしっかりとアピールしていきたい。公表できる情報の範囲について、具体的なポイントをご議論いただきたい。
- ・ (竹中委員) 道東における市民魚道整備などの取組みは、魚類の生息環境の保全と普及啓発の両方の側面を持っている。みんなに声をかけながら地域の人たちで環境を保全していくということが基本のコンセプトである。今後取組みを広げて行く上の懸念として、例えば町おこしのためにシマフクロウを観光の目玉にしようとする、我々の目的とずれていってしまうため、安全に地域の方々に少しずつ引き継いでいくというロードマップが必要である。

- ・ (竹中委員) 普及啓発では様々な情報を公表していきたいが、シマフクロウに対する様々な悪影響を防止するサポート体制も並行して実施する必要がある。
- ・ (渡邊委員) 市民魚道整備を改善しつつ、諦めずにやっていけるように検討してほしい。市民を巻き込み、地域の協力を得て具体的に大きな力にしていくためには、地域の将来像を生息河川流域のたくさんの人たちの心に響くような形で共有することで、協力の力が大きくなっていくのではないかと。
- ・ (渡邊委員) 自然共生サイトの制度は環境省と農林水産省、国土交通省の3省庁の共管となり、令和7年4月より法制化される。政府だけではなく、民間団体や自治体が活動することによって、保全されているエリアを環境省、農林水産省、国土交通省が認定をして応援をしていくという仕組みである。こうした他の制度も活用しながらシマフクロウの生息地を保全していくことが重要である。
- ・ (早矢仕委員) シマフクロウが交通事故に遭っているような地点では、「シマフクロウ注意」など積極的に事故を防ぐための情報公開を考えて良い時期に来ているのではないかと。
 →(環境省) 道路管理者や地元市町村には、情報を適切に共有しなければ上手くいかないと思っている。エリアを絞りつつ、改めてご相談させていただきたい。
 →(早矢仕委員) 警察官は現場をパトロールしているため、死亡個体を見つけやすい立場にある。警察も含めて情報共有してほしい。
- ・ (竹中委員) シマフクロウの定着性を確保するためには、官公庁や市町村、道路管理者、電力会社等と情報共有することが重要である。取組みなどの情報を双方向でやり取りできるように整理してほしい。
- ・ (藤巻委員) 市町村に渡したシマフクロウの生息地図のコピーが出回ってしまったことがあった。共有後の取扱いについて適切に決めておく必要がある。
 →(環境省) 自治体との連携強化は非常に重要だと理解している。情報を公表する場合は相手にどう役に立つか、どの相手にどの程度のレベルで行うかというのは非常に重要だと考えている。
- ・ (山本委員) 根室市では高規格道路等の建設に向けた計画が進んでおり、私からシマフクロウ注意の標識を道路に試作として立ててほしいとお願いしている。テストケースとして人流や交通量の変化、交通事故の増減について試験する必要があるが、成功すれば、根室市以外でも徐々に増やしていけば良い。
- ・ (齊藤委員) シマフクロウの生息地保全の観点から、ゴミ捨て場や太陽光パネル建設地造成に対して、現状では法的根拠を持って規制することが難しい。何か具体的な開発行為を止めるようなルール制度を策定することが必要だと考える。
 →(渡邊委員) 様々な仕組みを組み合わせ対応していくということが重要。
 →(環境省) 仕組みの組合せは、場所や土地所有者の形態によっても変わる。再生可能エネルギーに関する工事であれば、市町村による促進区域の設定や条例での規制が考えられる。開発から守られるような生息地保全の制度が必要なことは本省にも伝えている。制度改正に向け考えていきたい。
- ・ (竹中委員) シマフクロウが少し増えてきたところでの若干の手抜きから、その保護のクオリティが一気に下降してしまうことが懸念される。シマフクロウの保全のための基礎情報は、環境省で適切に把握し、それに基づく考え方で、検討委員や現場対応の人たちと保護の重要性、仕組み作りを強固にしていく必要がある。

◎北海道森林管理局

資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき説明

◎釧路市動物園

資料4に基づき説明

◎根室市

資料5に基づき説明

◎公益財団法人日本野鳥の会

資料6に基づき説明

<質疑応答、意見等>

- ・ (齊藤委員) 釧路市動物園への質問である。動物園では繁殖制限を行っているが、幼鳥や亜成鳥の段階で野生に戻すことや、そのような技術を開発する考えはないのか。飼育施設の不足等によるものであれば、釧路湿原野生生物保護センターでも受け入れが可能である。
→(藤本委員) 以前は繁殖が成功せずに個体をお渡しすることが難しかった。現在は条件付きで可能だと考えている。一方で増殖分を飼育する余力が無く、繁殖制限と併せて具体的な方法等も検討する必要があると考えている。飼育下の遺伝的多様性が崩れる懸念もあり、繁殖制限せざるを得ない状況もある。
→(齊藤委員) 繁殖制限の結論を出す前に各関係機関の連携を図っていただきたい。
→(山本委員) 放鳥するなら長年飼育された個体よりも若い個体の方が順応性はあると思う。死亡する個体が出てくる懸念はあるが、ノウハウが蓄積されるまで放鳥活動は実施するべきだと考える。
→(環境省) 飼育下個体の野生復帰については、生息域内保全・域外保全両方の立場からご意見をいただきながら検討が必要だと感じている。希少種の飼育下個体の野生復帰の考え方については、環境省でも整理されているものがある。
- ・ (藤本委員) 生息域外保全については、他園への飼育あっせんが必要だと考えている。
- ・ (竹中委員) シマフクロウの8割が国有林に生息している中で、北海道森林管理局には多大な尽力をいただいている。日高北部森林管理署では、シマフクロウの生息が今後見込まれる地域に対して、様々な事業を行っていただき、森林管理署の取組みをさらにアピールしていただきたい。
- ・ (竹中委員) 各市町村との連携が必要となった場合、生息地を各市町村で見回ることが必要になるため、根室市の巡視頻度を教えてほしい。
→(根室市) 根室市では山本委員に鳥類保護監視員として月2回の巡視をお願いしている。実際にはもっと多く巡視していただいていると聞いている。
- ・ (早矢仕委員) 日本野鳥の会では、現在のシマフクロウの分布域拡大に併せて、ウトナイ湖周辺での民有地の買い上げや保護策、復元の計画などをされているか。

→(日本野鳥の会 松本) 苫小牧市所有地のウトナイ湖周辺の湿原山林510ヘクタールについて、山林の保全と自然共生サイトへの登録を含めて進めていきたいと考えている。そのほか、河川には魚類も一定数いると思われ、苫小牧市や市民との協働で、堰にスリットを設けて魚道を設置するといった働きかけも含めた地域戦略を練っている。

(2) 関係者からの報告

◎北海道開発局

資料7-1、資料7-2に基づき説明

◎公益財団法人日本鳥類保護連盟

資料8に基づき説明

◎特定非営利活動法人シマフクロウ基金

資料9に基づき説明

資料の訂正:資料中2箇所ある「寄付金付きグッズの販売」は、寄付金付きグッズ販売を行った方から寄付をいただいたものであり、シマフクロウ基金は寄付金付きグッズの販売は行っていないため訂正する。

◎特定非営利活動法人シマフクロウ・エイド

資料10に基づき説明

<質疑応答、意見等>

- ・ (竹中委員)北海道開発局の報告では、今回報告の無かった振興局管内でもシマフクロウ保護に関わる事業が実施されているのではないかと。詳細な情報は必要ないが道内各地の取組みは全て報告された方が良い。
→(北海道開発局)開発局の事業に関わるシマフクロウの情報について全道から収集しており、その結果、今回は釧路・根室管内で確認された。来年以降、釧路・根室管内以外でもシマフクロウの情報が確認された場合は報告していきたい。

(3) シマフクロウルール(仮称)について

◎環境省

資料11-1から11-3に基づき説明

<質疑応答、意見等>

- ・ (渡邊委員)シマフクロウとの共存のルールは、シマフクロウ保護増殖検討会の名のもとにルールを取りま

とめて発信していこうというもの。3月から公表発信に繋げていきたい。

- ・ (山本委員) 根室市では、カメラマン等がシマフクロウを撮影しているが、注意の仕方や撮影の仕方について、皆さんの考えをご教示頂きたい。
→(環境省) 長時間つきまとうようなことは避けていただきたい、フラッシュは当てないでいただきたいといったことを今回の「シマフクロウとの共存のルール」で明確にした。カメラマン等との接し方や協力体制の構築について、山本委員の意見を聞きたい。
→(山本委員) 撮影をやめてくれない人がいる場合には、付きっきりで帰るまで待っている。そういう場合に渡せる配布物があれば良い。また、車に張り付けるタイプの「環境省調査中」等の告示物があれば良い。
→(環境省) シマフクロウとの共存のルールは現地配布するものがあつた方が効果的ではないかと考えている。
- ・ (早矢仕委員) 「このルールに違反した情報を見聞きした場合は、環境省までお知らせいただくようお願いします。」とあるが、具体的にはどういう対策を取られるのか。
→(環境省) 具体的なシチュエーションに基づいて対応する必要があると考えている。
→(竹中委員) シマフクロウ専用のメールアドレスを作成することにより、土日や祝日でもメール受信が可能になると良い。
→(環境省) 土日も対応できる体制は大事と感じる。状況判断の写真を送付していただくことも想定されるため、対応可能か検討する。
- ・ (竹中委員) 資料11-3に「増やす取組」から「拡げる取組」への方針の転換とあるが、従来の取り組みに上乗せして行くことから、「拡充」、「拡大」などへ変更してほしい。
→(環境省) 「拡充」という文言に訂正する。
- ・ (齊藤委員) 「怪我した鳥がいる」、「死体があつた」など、このような情報も共生のためには重要な情報である。「#ルールに違反した人はここにお知らせください」との記載は、「怪我した鳥を見つけたときには通報してください。」のように、協力をお願いする記載方法が良いのではないか。
- ・ (早矢仕委員) 野生のシマフクロウの写真撮影者に、動物園でシマフクロウを見たことがあるかと聞いたことがあるが大半が見たと答える。動物園では「フラッシュを焚かないでください」などの張り紙が貼つてあるため、知っているのに野外に行くとき気にならずルールを守らない。現場で渡せる文章やパンフレット等の形の物がほしい。
- ・ (中川委員) 知床ではガイド事業者から、カメラマンへ撮影してもSNS等で拡散しないでくださいと指導、お願いをしているようである。写真には位置情報がつくため、不適切な事態や不都合な場所が紹介されるなどの懸念がある。
→(環境省) SNSでの情報拡散のルールについては42行目で触れており、位置情報データのついた写真をSNSやブログなどで公開しないよう言及している。
- ・ (藤本委員) 最終行に「令和6年度シマフクロウ保護増殖検討会」と書かれているが、認知度が低いと思うため、「環境省」の記載もお願いしたい。
→(環境省) 環境省のロゴマーク等、表記を記載したい。

- ・ (藤巻委員)ロシアのシマフクロウに関する論文を翻訳し、論文集にまとめたものをシマフクロウ基金のホームページに掲載している。
- ・ (渡邊委員)このルールは委員の皆様からの様々なアドバイスや意見の積み重ねでここまで来た。よろしければこの案で基本的に了承いただきたい。なお、細かな修正追記は事務局で対応のうえ、最終案を委員に再度共有いただき、3月以降様々な形で情報発信していきたい。

(4)その他

- ・ (環境省)傍聴の方も含め関係の皆様へのお願いである。シマフクロウの生息情報調査等の報告書資料については、基本的に振興局単位で扱うことにしている。そのまま公開しないようお願いしたい。悩ましい点がある場合、環境省に相談いただきたい。
- ・ (竹中委員)シマフクロウは北海道にしかいないため、北海道や市町村との連携を強化していきたい。事業報告だけでも良いため、北海道には振興局単位でも良いので本検討会に積極的に参加してほしい。

以上